

介護保険のお知らせ

介護保険課 ☎443-2041

介護保険は、40歳以上の方が加入対象となり、加齢や病気などによって介護が必要になったときに、介護サービスを受けられる制度です。

介護保険制度改正のポイント

高齢者人口がピークを迎える令和22年度(2040年)を見据え、介護の必要な方が安心して必要な介護サービスを受けられるよう、介護保険法などの改正により、次のとおり制度の見直しが行われます。

令和6年4月から

●介護保険サービス利用時の自己負担の見直し

介護サービス事業者に支払う介護報酬が改定されたことに伴い、各介護サービスの利用料が変更されました。自己負担の増減は利用者によって異なります。

※介護予防を含む訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションは令和6年6月から変更。

●福祉用具についての見直し

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定により、貸与と購入のどちらかを選択することができるようになります。

- ・固定用スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

令和6年8月から

●特定入所者介護サービス費(居住費の助成)の見直し

施設における居住費について、施設入居者と在宅生活者との公平性の観点から、自己負担の上限が引き上げられます。

※利用者負担第1段階の多床室利用者を除く。

令和7年8月から

●多床室の室料負担の見直し

次の施設の多床室利用について、新たに利用者負担が必要となります。

- ・介護老人保健施設(その他型、療養型)
- ・介護医療院(Ⅱ型)

※居住費の助成対象者を除く。

介護保険料について(令和6～8年度)

●65歳以上(第1号保険者)の保険料

3年に1度、介護保険事業計画の策定に合わせ、見直しを行っています。

令和6～8年度の保険料額は、被保険者の前年の所得などに応じて14段階に分かれます。詳細は、市ホームページ(☎1003813)をご覧ください。

※令和6年度の納入通知書は、7月下旬に発送予定です。

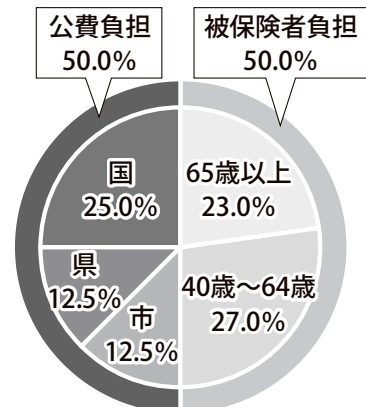
●40歳～64歳(第2号保険者)の保険料

加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

介護保険の財源

被保険者に納めていただく介護保険料は、介護保険の貴重な財源(全体の50%)となっています。

介護保険の財源の内訳



(在宅サービスの場合)

『介護保険と高齢者福祉の手引き(令和6・7・8年度版)』について

介護保険の利用手順や保険料の決め方、高齢者福祉サービスなどをわかりやすく紹介する冊子を配布しています。

配布場所 ・介護保険課、長寿福祉課(市役所3階)

- ・保健所(蜷川)
- ・各保健福祉センター
- ・各行政サービスセンター
- ・各地区センター
- ・各地域包括支援センター

※市ホームページ(☎1003795)からも閲覧できます。

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険課 ☎443-2065、2066、2064
各行政サービスセンター
大沢野☎467-5811 大山☎483-1214
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

保険料の一部を改定します

●後期高齢者支援金分の賦課限度額が変わります

国民健康保険料のうち「後期高齢者支援金分」の賦課限度額が、令和6年度から**24万円**になります。

●保険料軽減制度を見直します

前年所得が基準額を下回る世帯の保険料(均等割額・平等割額)が減額される保険料軽減制度があります。令和6年度から、次の計算方法になります。

令和6年度の 軽減基準額	5割軽減	基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 ^(※1)) + 10万円 × (給与所得者等の数 ^(※2) - 1)
計算方法	2割軽減	基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(※1) 国民健康保険制度の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者となった方で、継続して同一の世帯に属する方の数

(※2) 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する者(65歳未満で公的年金等の収入金額60万円超、または65歳以上で110万円超)

マイナ保険証を利用してください

※マイナ保険証…健康保険証として利用登録がされたマイナンバーカード。

12月2日(月)以降、現行の保険証は発行されなくなります。12月1日(日)時点でお手元にある保険証は、記載の有効期限まで利用できます(7月中に新しい保険証を一斉発送しますので、多くの場合、有効期限は令和7年7月31日(木)です)。期限後は、マイナ保険証を利用してください。

マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、「資格確認書」を郵送で交付します(申請不要)。保険証の代わりに医療機関などに提示してください。また、紛失などの理由でマイナ保険証が利用できなくなった場合は、申請していただくことで資格確認書が交付されます。

●マイナ保険証を使うメリット

本人が同意をすれば、初めて利用する医療機関などでも、特定健診や、過去に使用した薬剤の情報を医師などと共有できます。

マイナポータル^(※3)で、自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が閲覧できます。

マイナポータルで医療費通知情報を管理し、e-Taxに連携することで、確定申告の医療費控除がより簡単になります。

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

顔認証付きカードリーダーによって、医療機関などでスムーズに医療保険の資格確認ができます。

就職・転職・結婚・引っ越しをしても、健康保険証としてずっと使うことができます^(※4)。

(※3) マイナンバーカードをお持ちの方が、行政の手続きやお知らせの確認などを行うことができるウェブサイトです。

(※4) 医療保険者が変わる場合は、これまでどおり加入・喪失などの手続きが必要です。

●マイナンバーカードを健康保険証として登録するには

マイナンバーカードをご用意の上、次のいずれかの方法で申し込んでください。

・「マイナポータル」 ・医療機関・薬局の受付 ・セブン銀行ATM

自身での申し込みが困難な方は、保険年金課(市役所1階)で手続きを支援します。



詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



ホームページ▶

家庭ごみの分別・リサイクルにご協力を！

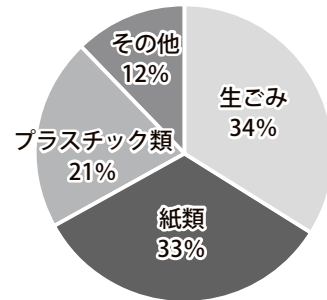
固廃棄物対策課 ☎443-2281

富山市のごみの現状

令和3年度のごみの組成調査によると、「燃やせるごみ」の約9割は、生ごみ、紙類、プラスチック類が占めています。



紙類やプラスチック類は、分別するとごみにならずに資源として生まれ変わるよ。



燃やせるごみの組成調査結果(令和3年7月実施)

3R(スリーアール)を実践しよう

- R**educe(リデュース)…ごみを減らそう 食品ロスの削減、ごみになりにくい商品の選択
- R**euse(リユース)…くり返し使おう 修理や他の使用方法の検討
- R**ecycle(リサイクル)…資源として再利用しよう 分別の徹底、集団回収や資源物ステーションの利用

ごみを減らすための具体例

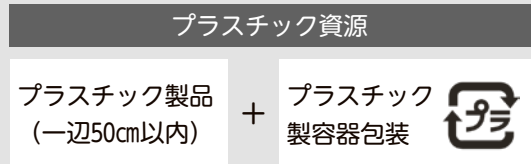


©エコケロ

●生ごみなどは水きりをする事で減量化できます

●「プラスチック資源一括回収」が始まります

これまで「燃やせるごみ」として出されていたプラスチック類とプラスチック製容器包装を、4月からはまとめて資源物「プラスチック資源」として出すことができ、リサイクルできます。



●休みの日に資源を持ち込める「資源物ステーション」を利用してください

ご家庭の「資源物(プラスチック資源・空き缶・空きびん・ペットボトル・紙製容器包装・古紙)」を持ち込むことができます。

営業時間 (土)日(祝)休 9:00~15:00

※臨時休業する場合があります。詳細は、市ホームページ(☎1005388)をご覧ください。

資源物ステーション(市内8カ所)

- ①環境センター(栗山)
 - ②旧岩瀬環境事務所(岩瀬池田町)
 - ③旧婦中環境事務所(婦中町富川)
 - ④ファミリーパーク第2駐車場(古沢)
 - ⑤山室地区センター(中市二丁目)
 - ⑥八尾スポーツアリーナ(八尾町井田)
 - ⑦大庄公民館南側駐車場(田畠)
 - ⑧水橋中部地区センター
- 北側駐車場(水橋館町)

「ごみ・資源物収集カレンダー」「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」を活用しましょう

3月中に各世帯に配布しています。また、各地区センターに配置してあるほか、市ホームページ(カレンダーは☎1010232、分け方・出し方は☎1010230)からもダウンロードできます。



カレンダー



分け方・出し方